

## 機器レンタル規約

(旧：接続機器レンタル規約 接続機器レンタル規約 (Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース用) 接続機器レンタル規約 (SoftBank 光用) 接続機器レンタル規約 (SoftBank Air 用) )

ソフトバンク株式会社

## 第1章 総則

### 第1条 (本規約の適用)

1. 本規約は、ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する各インターネットサービス(以下「当社インターネットサービス」といいます。)を利用することを目的として、当社インターネットサービスの会員であって、別記1に定めるレンタル機器(以下「各接続機器」といいます。)のレンタルを受ける会員に適用されるものとします。
2. 各接続機器を会員にレンタルするにあたり、本規約に定めのない事項については、会員が利用する当社インターネットサービスの各サービス規約(以下「BB サービス規約」といいます。)に準じるものとします。
3. 当社は、本規約に関する条項の追加、削除、または個別規定、特約等(以下、「個別規定」といいます。)を別途定めることがあります。この場合、個別規定は本規約の一部を構成するものとします。本規約と個別規定との間に齟齬が生じた場合、個別規定が本規約に優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することで本規約を変更することがあります。その場合、会員は変更後の規約に従うものとします。

### 第2条 (定義)

本規約において用いられる以下の用語は、それぞれ以下に記載する意味で使用します。なお、本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、BB サービス規約で使用する用語と同一の意味で使用します。

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

- (1) 「各接続機器」とは、別記1に定めるレンタル機器をいいます。
- (2) 「レンタル契約」とは、各接続機器のレンタルを受けるための契約をいいます。
- (3) 「申込者」とは、レンタル契約の申し込みをした者をいいます。
- (4) 「会員」とは、当社との間でレンタル契約が成立した申込者をいいます。
- (5) 「BB サービス規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光マンションサービス規約」、「Yahoo! BB SOHO サービス利用規約」、「モニター割サービス利用規約」のことをいいます。
- (6) 「当社インターネットサービス」とは、「BB サービス規約」に基づき当社が提供するインターネットサービスのことをいいます。
- (7) 「BB フォン単独サービス」とは、「BB フォン利用規約」に基づき当社が提供する BB フ

オンのみのサービスのことをいいます。

- (8) 「ひかり電話」とは、東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社が「音声利用 IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する、フレッツ光を利用した光 IP 電話サービスのことをいいます。
- (9) 「ひかり電話機能」とは、光 BB ユニットを使用して「ひかり電話」が利用可能となる機能のことをいいます。
- (10) 「光電話 (N)」とは、当社が「光電話 (N) サービス規約」に基づき提供する、SoftBank 光を利用した光 IP 電話サービスのことをいいます。
- (11) 「光電話機能」とは、光 BB ユニットを使用して「光電話 (N)」が利用可能となる機能のことをいいます。
- (12) 「サービス変更」とは、会員が当社インターネットサービスから別の当社インターネットサービスへ変更をおこなうことをいいます。
- (13) 「地デジチューナー」とは、地デジチューナー(R)を利用する際に必要な地上デジタル放送視聴用チューナーのことをいいます。
- (14) 「Wi-Fi 地デジパック」とは、24 ヶ月間の継続利用を条件に Wi-Fi マルチパックと地デジチューナー(R)をパック料金で提供するサービスのことをいいます。
- (15) 「モニター割」とは、お客様にテレビ視聴調査、スマートフォンやタブレット、PC の利用調査、アンケート調査等に参加いただくことにより、その対価として当社インターネットサービスの割引を受けることができるサービスのことをいいます。

## 第 2 章 本サービスの内容

### 第 3 条 (各接続機器のレンタル)

1. 当社は、当社インターネットサービスの会員に対し、各接続機器をレンタルします。
2. 各接続機器の機種等は、会員が利用する当社インターネットサービスの種類、料金プランおよびオプションサービスに応じて当社が選択・決定するものとします。また、各接続機器は、第 11 条 (故障、交換等) の場合を除き、変更、取替えができないものとします。

### 第 4 条 (レンタル契約の成立及び終了)

1. 各接続機器の申し込みは、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により当社に対し行うものとし、その契約は接続機器毎に成立するものとします。
2. 各接続機器のレンタル契約の成立日は以下のとおりです。

各接続機器	契約成立日
光 BB ユニット、無線 LAN カード、ホームゲートウェイ (N)、ホームゲートウェイ (N) 10 ギガ、地デジチューナー、回線終端装置、モデム	当社が各接続機器の申し込みを承諾した日
Air ターミナル	申込者が Air ターミナルを受領したことを当社が確認した日
TV 測定器	【モニター割と同時申込の場合】

	モニター割の契約成立日 <b>【モニター割の契約成立後 TV 測定器を追加した場合】</b> 追加申込受領日
--	--

当社は、BB サービス規約に基づき当社インターネットサービスの申し込みが取り消しとなった場合には、各接続機器の申し込みを取り消します。その場合、会員は各接続機器を当社に返還するものとします。なお、その各接続機器の返還については第 13 条（レンタル契約終了等に伴う返還）の定めによるものとします。

3. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には各接続機器の申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 各接続機器を設置、または保守することが技術上著しく困難なとき
  - (2) 各接続機器を提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき
  - (3) 申込者が、料金等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき
  - (4) その他、当社の業務の遂行上著しい支障があるとき
4. 各接続機器の解約、解除等は本規約に定めるほか BB サービス規約に準じるものとします。
5. 前項の定めにかかわらず、各接続機器のレンタル料金については、レンタル契約の終了日が属する月の末日まで発生するものとします。
6. レンタル契約は、下記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。
  - (1) 会員が会員たる地位を喪失した場合
  - (2) 事由の如何を問わず、当社インターネットサービス(BB フォン単独サービスを含む以下、本項において同じ)が終了された場合
  - (3) 当社インターネットサービスの契約が成立しなかった場合
7. 前項の定めに基づきレンタル契約が終了する場合、会員は第 13 条（レンタル契約終了等に伴う返還）に従い各接続機器を当社に返還するものとします。
8. 会員が、利用しているサービスのアップグレードやプラン変更などを希望した場合、当社は各接続機器の交換をすることがあります。本項に基づく変更が行われた場合でも、レンタル料金の変更を除く、各契約条件に変更はないものとします。

## 第 5 条（レンタル料金）

1. 各接続機器のレンタル料金は、別途定める「料金表」によるものとし、会員は毎月のレンタル料金を支払うものとします。
2. 各接続機器の課金開始日は以下のとおりとします。
  - ・当社インターネットサービスの契約成立前に申し込んだ場合

各接続機器	課金開始日
光 BB ユニット、無線 LAN カード、地デジチューナー、Air ターミナル、ホームゲートウェイ (N)、ホームゲートウェイ (N) 10 ギガ、無線 LAN カード (N)、回線終端装置、モデム	BB サービス規約に準じる

- ・当社インターネットサービスの契約成立後に申し込んだ場合

各接続機器	課金開始日
光 BB ユニット、無線 LAN カード、地デジチューナー	各接続機器を提供するオプションサービスへの申込日の翌日を 1 日目として 7 日目が属する月の翌月 1 日
Air ターミナル	レンタル契約の成立日が属する月の翌月 1 日
ホームゲートウェイ (N)、無線 LAN カード (N)	当社が各接続機器を提供するオプションサービスの利用が可能であることを確認した日

3. 利用しているサービスのアップグレードやプラン変更などに伴い変更後のレンタル料金が従前と異なる場合、変更されたサービスが利用可能となった日の属する月の翌月 1 日から変更後の料金が適用されるものとします。

### 第 6 条 (委託)

当社は、各接続機器のレンタル料金、延滞利息、本規約に定める費用及び買取代金その他本規約に基づく会員に対する債権の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。

### 第 7 条 (各接続機器の利用停止)

当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、各接続機器の利用を停止することがあります。

- (1) 当社インターネットサービス契約またはその他オプションサービスにおいて利用停止があった場合
- (2) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合
- (3) 第 10 条 (会員の義務) の規定に違反したと当社が認めた場合

## 第 3 章 契約の解約、解除

### 第 8 条 (契約の解約)

1. 会員が各接続機器の契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により解約を申し入れるものとします。
2. 解約の効力発生日は、以下に定めるとおりとします。

解約タイミング	解約の効力発生日
当社インターネットサービス契約とは別に各接続機器の契約を解約する場合	解約の申入れを当社が受諾した日が属する月の末日
当社インターネットサービス契約の解約に伴って各接続機器の契約が解約となる場合	BB サービス規約に準じる

### 第 9 条 (契約の解除)

1. 当社は、第 7 条 (各接続機器の利用停止) の規定により各接続機器の利用を停止された会員が、なおその事実を解消しない場合は、そのレンタル契約を解除することがあります。

2. 当社は、第7条（各接続機器の利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、各接続機器の利用停止をしないでそのレンタル契約を解除することがあります。
3. 会員がレンタル中の各接続機器を提供していない当社インターネットサービスへのサービス変更を行った場合、サービス変更元の当社インターネットサービスの契約終了日をもってそのレンタル契約を解除するものとします。なお、各接続機器のレンタル料金はサービス変更元の当社インターネットサービスの課金終了日をもって終了するものとします。

## 第4章 会員の義務等

### 第10条（会員の義務）

1. 会員は、各接続機器を善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 各接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸、転売、オークション等への出品、その他の処分
  - (2) 各接続機器の分解、解析、改造、改変等
  - (3) 各接続機器の破損、破棄、紛失、滅失等
  - (4) 各接続機器の著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）
  - (5) 契約外の不正使用
  - (6) 各接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
  - (7) 各接続機器の日本国外持ち出し
  - (8) 当社が認める場合を除き、各接続機器を移動、取りはずし、変更、または各接続機器に線条その他の導体を接続する行為
  - (9) 当社が認める場合を除き、各接続機器に他の機械、付加物品等を取り付ける行為
2. 前項各号の禁止行為のいずれかに該当すると当社が判断した場合、会員は別途定める「違約金」または「修理交換料金」を当社の定める方法により支払うものとします。

### 第11条（故障、交換等）

1. 会員にレンタルされた各接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、その各接続機器を正常な各接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた各接続機器を当社が指定する場所に返還するものとします。（各接続機器が全部滅失して返還が不可能な場合を除きます。）
2. 各接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
3. 各接続機器の故障等が会員の責めに帰すべき事由による場合、もしくは火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、取り替え等の必要な措置を負担することにより、交換を請求することができます。
4. 会員は、各接続機器に故障等が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。

5. 当社が何らかの理由で各接続機器の交換が必要と判断した場合には、当社は、各接続機器と同等・類似の機能を備えた他の接続機器に交換することができるものとします。

#### 第12条（設置場所の提供等）

1. 会員の回線等の終端(回線収容部に收容されるものを除きます。)のある構内(これに準じる区域内を含みます。)または建物内において、当社が提供する各接続機器を設置するために必要な場所は、その会員が提供するものとします。
2. 当社が提供する各接続機器に必要な電気は、会員が提供するものとします。

#### 第13条（レンタル契約終了等に伴う返還）

1. 会員は以下の場合、各接続機器を当社に返還するものとします。なお、各接続機器返還先住所については別途定めるものとし、返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に各接続機器に故障等が発生した場合、その各接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。
  - (1) 事由の如何を問わずレンタル契約が終了した場合
  - (2) 「ソフトバンク BB サービス規約」に基づく利用休止期間が12ヵ月を超えた場合
2. 会員は、事由の如何を問わずレンタル契約が終了した日の属する月の翌月20日または「ソフトバンク BB サービス規約」に基づく利用休止期間が12ヵ月を超えた日の属する月の翌月20日までに各接続機器を当社に返還するものとします。なお、上記期日までに返還されなかった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。

### 第5章 その他

#### 第14条（ファームウェアのバージョンの更新）

1. 当社は、サービスの品質を維持・向上すること、新サービスを提供すること等を目的として、会員に事前に通知することなく当社の裁量により当社のネットワークの規格、仕様等を変更する場合があります。
2. 前項の場合、当社が会員にレンタルしている各接続機器が当社のネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し、各接続機器に含まれるソフトウェア(以下「ファームウェア」といいます。)のバージョンを更新する場合があります。
3. ファームウェアのバージョン更新に起因して各接続機器が正常に作動しなくなった場合は、第11条（故障、交換等）の定めを準用するものとします。

#### 第15条（個人情報等の保護）

会員及び申込者の個人情報の収集、利用、提供及び公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、及び「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」(JISQ15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」

(<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/policy/>) に従い適切に実施します。

## 第 16 条（譲渡等）

1. 会員は、本規約に基づく権利または義務のいかなる一部についても、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります。会員は予めこれを承諾するものとします。
3. (1) 当社は、以下に定めるところに従い、レンタル契約の当社の契約上の地位を、各接続機器の所有権とともに第三者に譲渡することができます。契約上の地位を譲渡することとなった場合、当社は、(i) 当社のホームページへの掲載、(ii) 会員が届け出ているメールアドレス宛電子メールによる送信、及び (iii) 会員が届け出ている住所宛普通郵便により、事前に譲受人の名称、譲渡日等を特定して会員に通知します。かかる通知を受領した会員は、当該通知に記載の譲渡日をもって、その譲渡に承諾したものとみなされます。なお、ホームページへの掲載は、譲渡日の少なくとも 1 週間前に行うものとします。  
(2) 電子メールによる配信及び郵便による配達のいずれもがなされず、またはこれらの内容を確知する機会がなかったと当社が合理的に判断した会員は、その後明確な意思表示のない限り、譲渡に承諾したものとみなされないものとします。  
(3) 会員は、ホームページへの掲載のなされた日から 2 ヶ月の期間内に、当社ホームページへのアクセス、郵便またはホームページに掲載するその他の方法をもって、上記の譲渡について異議を述べるができるものとします。かかる異議が上記 2 ヶ月の期間内に当社に到達した場合には、当該会員については、譲渡は有効に成立しなかったものとみなします。  
(4) 当社は、ホームページの掲載のなされた日から 3 ヶ月の期間内に上記(1)に定める方法により会員に通知して、上記の譲渡を解除することができます。かかる通知がなされた場合、通知の対象となった譲渡は、その成立に遡って解除されるものとします。かかる場合、会員は、上記の譲渡に承諾しなかったものとみなされます。  
(5) 予定どおり契約上の地位の譲渡が生じなかった場合には、当社は譲渡が行なわれなかった事実について速やかに会員に通知します。  
(6) 契約上の地位の譲渡が有効に成立することを条件として、会員は、以後譲受人のために各接続機器を占有するものとします。但し、契約上の地位の譲渡が解除された場合にはこの限りではありません。  
(7) 上記(3)に従って当社が異議を受領した会員、及び上記(2)に従って譲渡に承諾したものとみなされない会員を除き、上記(3)に定める 2 ヶ月の期間の満了時において、当社は、契約上の地位の譲受人に対して会員の個人情報を開示することができるものとします（なお、レンタル契約上の地位を譲り受けた譲受人は、第 15 条（個人情報等の保護）の規定に当然従うこととなります。）。但し、上記 2 ヶ月の期間の経過後に上記(2)の事実が判明した会員については、当社が当該事実を知った後遅滞なく、もしくは当該会員の請求により、また、上記(4)に従って当社が譲渡の解除を通知した会員については当該解除後すみやかに、当社は譲受人に対する当該会員の個人情報の提供を停止し、既に提供した個人情報を譲受人から当社に返却させまたは譲受人において消去させるものとします。
4. 当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

### 第 17 条（準拠法及び管轄）

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 本規約に関して生じた訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 6 章 ひかり電話機能/光電話機能に関する個別規定

本個別規定（第 18 条から第 21 条まで）は、当社に対してひかり電話機能/光電話機能の申し込みを行う会員に対して適用されるものとします。

### 第 18 条（契約の成立）

ひかり電話機能/光電話機能の契約は、当社が申し込みを承諾した日をもって成立するものとします。ただし、ひかり電話または光電話（N）を既に利用している場合は、当社に対し申告した利用開始日をもって契約が成立するものとします。

### 第 19 条（課金開始日）

ひかり電話機能/光電話機能の課金開始日は、以下に定める通りとします。

申込タイミング	課金開始日
当社インターネットサービスの契約成立前に申し込んだ場合	BB サービス規約に準じる ただし、ひかり電話を既に利用している場合は、BB サービス規約に準じる課金開始日または当社に対して申告した利用開始日のいずれか遅い日
当社インターネットサービスの契約成立後に申し込んだ場合	ひかり電話機能/光電話機能の申し込みを行った日の翌日を 1 日目として 7 日目が属する月の翌月 1 日 ただし、ひかり電話または光電話（N）を既に利用している場合は、当社に対して申告した利用開始日の翌日を 1 日目として 7 日目が属する月の翌月 1 日

### 第 20 条（契約の解約、解除）

1. ひかり電話機能/光電話機能の解約、解除は、BB サービス規約に準じるものとします。ただし、会員が、当社が別途定める利用条件と異なる仕様でひかり電話機能/光電話機能を利用していることが判明した場合、契約を解除する場合があります。
2. ひかり電話/光電話（N）を解約した場合でも、当社所定の方法で会員が解約の意思を表示しない限り、ひかり電話機能/光電話機能の契約は継続するものとします。

### 第 21 条（免責）

1. 天災地変等当社の責に帰さない事由により、ひかり電話機能/光電話機能が利用できない場合は、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. ひかり電話機能/光電話機能の不具合等、当社の責に帰すべき事由により、ひかり電話機能/光電話機能が全く利用できない状態になった場合は、その状態にあることを当社が知った時から起算して 72 時間を超えてその状態が継続したときに限り、24 時間ごとに日数を計算し（24



時間に満たない時間については切り捨てます)、その日数に対応するひかり電話機能/光電話機能の利用料金を限度として会員の損害賠償請求に応じるものとします。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた場合はこの限りではありません。

3. ひかり電話/光電話 (N) が利用できない場合において、会員の請求に基づき当社の係員を派遣した結果、その原因が当社の責に帰すべき事由によらないことが判明した場合は、派遣に要した費用を会員に請求する場合があります。

## 第7章 地デジチューナー (R) に関する個別規定

本個別規定 (第22条から第26条まで) は、当社に対して地デジチューナーの申し込みを行う会員に対して適用されるものとします。地デジチューナーを利用するには、当社より提供する専用のアプリケーション (以下「指定アプリ」といいます。) を利用する必要があります。

### 第22条 (禁止事項)

会員は、地デジチューナーの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 録画・保存した映像等を個人的に又は家庭内その他これに準じる限られた範囲内で楽しむ目的以外の目的をもって利用・複製する行為、およびネットワーク等を通じて公衆に送信し、または公衆に送信できる状態にする行為
2. 当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
3. その他法令に違反する、または違反するおそれのある行為

### 第23条 (情報の取得)

当社は、地デジチューナーを提供するにあたり、以下の各情報を取得、保持かつ利用する場合があります。当社は、これらの情報について本規約に従い取り扱います。

1. 端末特定に必要な情報  
機器固有 ID (製造番号、品番等)
2. 指定アプリの利用ならびに通信等の情報  
利用日時、利用状態、利用内容、インストール、バージョン情報等
3. 位置情報  
Wi-Fi、GPS による端末の位置情報

### 第24条 (情報の利用)

当社は、地デジチューナーにて取得した情報をレンタル契約の申し込み時に取得した会員の契約者情報と関連付けて取り扱う場合があります。これらの情報について、本規約および別途当社が定めるプライバシーポリシー (<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/>) に従い、取り扱います。地デジチューナーにて取得した情報について個人を特定しない形で第三者に提供する場合があります。

### 第25条 (取得する情報の利用目的)

当社は、地デジチューナーにて取得、保持した情報を以下に定める目的に従って利用する場合があります。

1. 当社サービスの利便性の向上、品質改善または会員に対するサービス、技術の提供のため
2. 指定アプリの最新バージョン提供のため
3. 会員からの問い合わせへの対応および当社サービスの利用に関する手続きのご案内や情報の提供等のカスタマーサポートのため
4. 利用状況の分析、効果測定、その他各種マーケティング調査および分析を行うため
5. 当社が提供する特典の適用の有無を識別するため
6. 興味関心に基づく情報を会員に提供するため
7. その他、当社サービスの提供に必要な業務のため

#### 第26条（地デジチューナー（R）の機能制限）

地デジチューナー（R）は、SoftBank Air で利用する場合、以下機能を制限するものとします。

1. 宅外からの地上デジタル放送の視聴機能
2. 宅外からの地上デジタル放送の録画予約機能
3. 宅外からの録画番組視聴機能

### 第8章 Wi-Fi 地デジパックに関する個別規定

本個別規定（第27条から第30条まで）は、当社に対してWi-Fi 地デジパックの申し込みを行う会員に対して適用されるものとします。

#### 第27条（契約の成立）

Wi-Fi 地デジパックの契約は、当社が申し込みを承諾した日をもって成立するものとします。

なお、Wi-Fi 地デジパックの申し込みの受付は、2016年10月3日をもって終了しました。

#### 第28条（パック料金の適用）

Wi-Fi 地デジパックのパック料金の適用開始日は、以下に定める通りとします。

Wi-Fi 地デジパックの申込タイミング		パック料金の適用開始日
当社インターネットサービスの契約成立前に申し込む場合		BB サービス規約に準じる
当社インターネットサービスの契約成立後に申し込む場合	地デジチューナーの申し込みと同時に申し込む場合	Wi-Fi 地デジパックの申し込みを行った日の翌日を1日目として7日目が属する月の翌月1日
	地デジチューナーのレンタル契約成立後で課金開始日前に申し込む場合	地デジチューナーの課金開始日
	地デジチューナーの課金開始日後に申し込む場合	Wi-Fi 地デジパックの申し込みを行った日が属する月の翌月1日

#### 第29条（契約期間、解除料）

Wi-Fi 地デジパックの契約期間、解除料は、以下に定める通りとします。

1. Wi-Fi 地デジパックは、第 5 条（レンタル料金）第 2 項、第 28 条（パック料金の適用）に定める課金開始日の属する月から起算して、24 ヶ月後の月の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月（以下、「地デジパック契約満了月」といいます。）までに第 30 条（契約の解約、解除）に定める解約の効力が生じなかった場合、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。なお、地デジパック契約満了月以外に Wi-Fi 地デジパックの契約を終了した場合、会員は当社に解除料として 5,000 円（税抜）を支払うものとします。ただし、地デジパック契約満了月まで無線 LAN カードの契約を継続する場合に限りその解除料を免除するものとします。
2. 当社インターネットサービス（付随するオプションサービスを含む）を同一月内に解約し解除料が重複して発生する場合は、解除料の上限金額を 10,000 円（税抜）とします。ただし、この上限金額は、SoftBank 光サービスで提供されている 5 年自動更新プラン（TV セット）の解除料およびスカパー!セット割の解除料には適用されません。

### 第 30 条（契約の解約、解除）

会員は、Wi-Fi 地デジパックの契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により当社に通知するものとし、その通知が当社に到達した月の末日をもって契約が終了します。なお、会員が Wi-Fi マルチパックまたは地デジチューナー (R) の継続利用を希望しない場合、上記サービスの契約も同時に終了するものとします。

## 第 9 章 任意の買取及び持ち込み利用に関する個別規定

本個別規定（第 31 条）は、各接続機器を買取り、または持ち込みをする場合に適用されるものとします。

### 第 31 条（任意の買取及び持込利用）

1. 会員は、買取価格一覧表、Air ターミナル料金一覧に記載の各接続機器を買取ることができるものとします。会員は、新品の各接続機器（以下「新品各接続機器」といいます。）のみ買取ことができ、レンタルしている各接続機器は第 13 条（レンタル契約終了等に伴う返還）第 1 項の定めに従い当社に返還するものとします。新品各接続機器の価格の算定、買取代金の支払期日は別途定める買取価格一覧表、Air ターミナル料金一覧に従うものとします。なお、無線 LAN カードのみの買取りはできないものとします。
2. 前項の買取の申し込みは、会員が当社所定の方法に従い当社に通知して行うものとします。この場合、会員が新品各接続機器を受領したことを当社が確認した日を買取契約成立日とし、買取代金の支払期日までに買取代金の支払がない場合、当社は、催告の上、相当期間経過後にその買取売買契約を解除することができるものとします。なお、レンタルしている各接続機器のレンタル契約は買取契約成立日の属する月の末日をもって終了するものとします。
3. 会員は、第 1 項に基づき買取した新規各接続機器のうち、Yahoo! BB ADSL サービスにおけるモデム、無線 LAN カードについては持ち込み、利用することができるものとします。また、持ち込みが認められるのは、第 1 項に基づき買取った新規各接続機器のみであって、当社が販売

した接続機器ではない機器、当社のレンタル用接続機器、その他当社が不適切であると判断した接続機器はいかなる場合も持ち込むことができません。

4. 前項の持ち込みの申し込みは、会員が当社所定の方法に従い当社に通知して行うものとし、当社が持ち込みを承諾した場合、各接続機器のレンタル契約は、当社が持ち込みを承諾した日の属する月の末日をもって終了するものとします。この場合、会員は当社所定の接続機器利用再登録手数料を接続機器毎に当社へ支払うものとします。

## 附則

Yahoo! BB ADSL、Yahoo! BB 光シティ、Yahoo! BB 光 マンション、Yahoo! BB SOHO において第 10 条（会員の義務）第 2 項、第 11 条（故障、交換等）第 1 項、第 3 項、第 13 条（レンタル契約終了等に伴う返還）に定める「違約金」及び「修理交換料金」にかかわる規定は、2007 年 3 月 31 日以前に本規約適用のサービスを申し込みされた会員には適用されないものとします。

## 別記

### 1. (当社が提供する各接続機器)

当社は、以下の各接続機器をレンタルするものとします。

項番	各接続機器	各接続機器の説明等	インターネットサービス
1	モデム	当社 ADSL サービスでインターネットに接続するために必要な機器	Yahoo! BB ADSL / Yahoo! BB SOHO
2	光 BB ユニット	ブロードバンドルータ	Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース /Yahoo! BB 光 マン ション/SoftBank 光
3	無線 LAN カード	宅内で無線 LAN 接続を行うための機器 カード型と、モデム/光 BB ユニット内蔵型の 2 種類があります。	Yahoo! BB ADSL / Yahoo! BB SOHO / Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース/ Yahoo! BB 光シティ/ Yahoo! BB 光 マンシ ョン/ SoftBank 光
4	ホームゲートウェイ (N)	ブロードバンドルータ	SoftBank 光
5	無線 LAN カード (N)	宅内で無線 LAN 接続を行うためのホームゲ ートウェイ (N) 専用の機器 カード型と、ホームゲートウェイ (N) 内蔵型 の 2 種類があります。	SoftBank 光
6	削除		
7	地デジチューナー	地デジチューナー (R) を利用する際に必要な 地上デジタル放送視聴用チューナー	Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース /SoftBank 光 /SoftBank Air
8	回線終端装置	SoftBank 光でインターネットサービス等を 利用する際に必要な機器 (ONU 等)	SoftBank 光
9	Air ターミナル	SoftBank Air でインターネットサービス等を 利用する際に必要な機器	SoftBank Air
10	TV 測定器	モニター割において、モニターのテレビ視聴 行動の測定に必要な機器 1 契約者につき 3 台までレンタル可能とする。	SoftBank 光 SoftBank Air Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース
11	ホームゲートウェイ (N) 10 ギガ	SoftBank 光において当社が別途定める提供 品目にてインターネットサービス等を利用す る際に必要な機器 無線 LAN 標準提供	SoftBank 光

## 2. (オプションサービス申し込みに伴い提供される各接続機器)

当社は、会員が以下のオプションサービスを申し込む場合、「各接続機器」の欄に記載の機器を提供するものとします。

項番	オプションサービス	各接続機器
1	無線 LAN パック	無線 LAN カード
2	Wi-Fi マルチパック	光 BB ユニット 無線 LAN カード
3	削除	
4	Wi-Fi 地デジパック	光 BB ユニット 無線 LAN カード 地デジチューナー (R)
5	地デジチューナー (R)	光 BB ユニット 無線 LAN カード 地デジチューナー (R) ※SoftBank Air の場合、光 BB ユニット、無線 LAN カードは不要です。
6	BB フォン	光 BB ユニット ※Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコース/SoftBank 光で利用する場合のみ。
7	ホワイト光電話	光 BB ユニット
8	光電話 (N)	光 BB ユニットまたはホームゲートウェイ (N)
9	ひかり 電話機能	光 BB ユニット
10	光電話機能	光 BB ユニット

11	無線 LAN (N)	ホームゲートウェイ (N) 無線 LAN カード (N)
12	モニター割	TV 測定器

### 3. (各接続機器の契約終了に伴い、解除となるオプションサービス)

以下の「各接続機器」の欄に記載の契約が終了した場合、「オプションサービス」の欄に記載のオプションサービスの契約について解除するものとします。

項番	各接続機器	オプションサービス
1	光 BB ユニット	Wi-Fi マルチパック Wi-Fi 地デジパック 地デジチューナー (R) BB フォン ホワイト光電話 光電話機能 ひかり電話機能
2	無線 LAN カード	無線 LAN パック Wi-Fi マルチパック Wi-Fi 地デジパック 地デジチューナー (R)
3	削除	
4	地デジチューナー	地デジチューナー (R)
5	ホームゲートウェイ (N)	光電話 (N) ※光電話機能で利用している場合は除く 無線 LAN (N)
6	TV 測定器	モニター割 ※レンタル契約が成立している TV 測定器が 0 台になった場合



#### 4. (継続となる機器レンタル契約)

オプションサービスの契約が終了になった場合でも、以下の機器レンタル契約は継続するものとします。

項番	オプションサービス	各接続機器
1	削除	
2	地デジチューナー(R)	光 BB ユニット 無線 LAN カード
3	Wi-Fi マルチパック	光 BB ユニット
4	Wi-Fi 地デジパック	光 BB ユニット
5	BB フォン	光 BB ユニット
6	ホワイト光電話	光 BB ユニット
7	光電話 (N)	光 BB ユニット ホームゲートウェイ (N)
8	ひかり電話機能	光 BB ユニット
9	光電話機能	光 BB ユニット
10	無線 LAN (N)	ホームゲートウェイ (N)

※オプションサービスの契約が終了になった場合でも、当社インターネットサービス提供のために必要な機器のレンタル契約は継続するものとします。

(2018年9月10日制定実施)

(2019年8月1日改定実施)

(2020年1月28日改定実施)

(2020年4月1日改定実施)